

## 騒音規制法に規定する特定建設作業

- 1 くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)

### ○届出を要するもの

・エアーハンマ   ・油圧ハンマ  
・パイルエクストラクタ  
・ドロップハンマ   ・スチームハンマ  
・ディーゼルハンマ  
・振動くい打機(振動パイルドライバ, バイプロハンマ)

### ×届出を要しないもの

・もんけん   ・オールケーシング掘削機  
・アースオーガー   ・アースドリル  
・圧入式くい打くい抜機(油圧式又はウォータージェット式)  
・ジェット掘削圧入装置(JJパイル機, WJ機等)

- 2 びょう打機を使用する作業

### ○届出を要するもの

・リベットハンマ (リベッター, リベッティングハンマ, リベットガン)

### ×届出を要しないもの

・トルクレンチ   ・電動ナットランナ   ・エスパーレンチ  
・インパクトレンチ

- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る 2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

### ○届出を要するもの

・ハンドハンマ(電動ピックを含む)   ・ハンドブレーカー  
・油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)  
・ドリフタ   ・ストーパ   ・レッドグリル   ・ジャックハンマ  
・クローラドリル

### ×届出を要しないもの

・コンクリートカッタ   ・コンクリート破壊機   ・ニブラー

- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, その原動力の定格出力が15KW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)

### ○届出を要するもの

・エンジン駆動方式

### ×届出を要しないもの

・電動駆動方式   ・タービン駆動方式

※ さく岩機の動力源として空気圧縮機を使用する場合は, 届出を要しない。

- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が<sup>6</sup> 0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)

### ○届出を要するもの

・コンクリートプラント   ・アスファルトプラント

### ×届出を要しないもの

・アスファルトサイクリングプラント   ・ミキサー車  
・モルタル製造用コンクリートプラント

- 6 バックホウを使用する作業(原動機の定格出力が 80KW 以上のものに限る。)

- 7 トラクターショベルを使用する作業(原動機の定格出力が 70KW 以上のものに限る。)

- 8 ブルドーザーを使用する作業(原動機の定格出力が 40KW 以上のものに限る。)

※6~8については, 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境省が指定するもの(超低騒音型, 低騒音型として指定を受けたもの)を除く。

## 振動規制法に規定する特定建設作業

1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。), くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又は, くい打機くい抜機(圧入式くい打機くい抜機を除く。)を使用する作業。

### ○届出を要するもの

・エアーハンマ    ・油圧ハンマ    ・ドロップハンマ  
・スチームハンマ    ・ディーゼルハンマ  
・振動くい打機(バイプロハンマ)

### ×届出を要しないもの

・アースドリル工法

2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が<sup>※</sup> 50m を超えない作業に限る。)

4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が<sup>※</sup> 50m を超えない作業に限る。)

### ○届出を要するもの

・エアーハンマ    ・油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)

### ×届出を要しないもの

・ハンドブレーカー    ・電動ピック